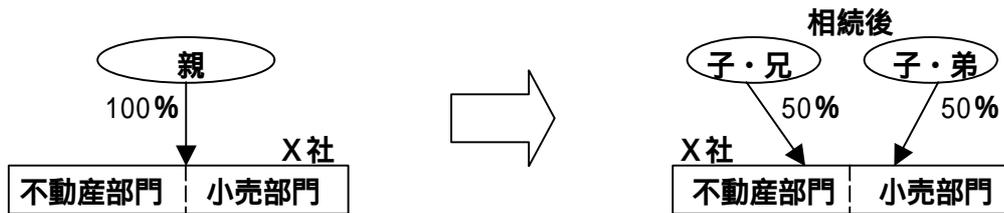


会社分割と事業承継

今年4月以降の会社分割は、公表ベースで90件に及んでいます。(日経10.22夕刊)

会社分割は、非公開企業の場合、企業の生き残り戦略だけでなく、事業承継の観点から、相続発生時における「争続」の事前防止策としても有用です。

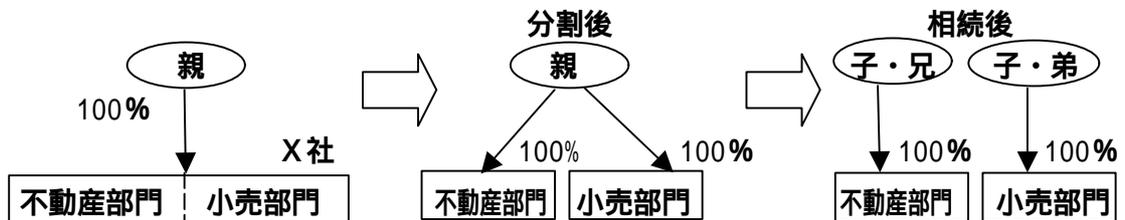
<例> 会社分割せずに相続発生した場合



会社分割をせずに、相続が発生しますと、相続人である兄弟で一つの会社の株式を配分相続することになります。

- (1) 相続後、会社の運営をめくり、兄弟間で争いごとがおこるかもしれません。
- (2) 兄弟間では、争いごとが生じなくとも、そのつぎの世代になると血縁関係が広がり争いのタネは増えることになります。

<例> 株主が1名の場合の会社分割 相続



- (1) 相続すべき財産を事前に特定しておくことにより、承継者の兄弟間での争いごとは、回避されます。
- (2) よりスムーズな財産分与をすすめるには、「遺言」が有用です。
法定相続分の1/2以上を相続した人は、遺留分の減殺請求ができません。

お見逃しなく！

承継者である兄弟で一つの会社の株式を兄弟で仲良く分与することはできます。

しかし、相続後、兄弟など2名以上の株主となった会社を、それぞれの100%会社に分割しますと課税上の問題が生じるため実質的に不可能です。

親の段階で会社分割しておかないと、税務上の問題がその後も、ついてまわることになります。